

一般財団法人岡山市スポーツ協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツの普及・振興及び市民の健康・体力の増進を図るため、一般財団法人岡山市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、スポーツ協会が行う次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 生涯スポーツの普及・振興事業
- (2) 競技スポーツの振興事業
- (3) スポーツ少年団の育成事業
- (4) スポーツに関する功労者、優秀選手等の表彰事業
- (5) スポーツに関する調査研究及び広報活動事業
- (6) スポーツ協会の運営事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツ協会がその目的を達成するために行う事業であって市長が特に認めるもの

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、スポーツ協会とする。

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、報酬、給与費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金補助及び交付金その他市長が認める経費とする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、補助対象経費の範囲内において市長が定める額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付申請は、岡山市スポーツ協会補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿

(状況報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し、毎月末までに市長に次の事項について報告しなければならない。

- (1) 補助事業の企画及び運営に係る進捗状況
- (2) その他市長が必要と認める事項

(計画変更の承認)

第9条 補助事業者は、補助事業の計画を変更しようとするときは、遅滞なく岡山市スポーツ協会補助事業計画変更申請書(様式第2号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内に、補助事業の実施状況を記載した岡山市スポーツ協会補助事業実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に係る事業報告書

(補助金の完了前交付)

第11条 規則第19条第1項ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付できる場合は、市の補助金が補助事業に係る全収入金額の100分の50以上の割合を占める場合とし、これに該当するときには補助金の全額を完了前に交付するものとする。

(立入検査等)

第12条 市長は必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員にその事務所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。